

2010年度

JASRAC 事業の概要

2011年定例記者会見資料

	頁
1. 徴収額	1～ 3
2. 信託契約数と管理作品数	3
3. ネットワーク上での音楽の適正利用に向けた活動	4～ 6
4. 増加する利用曲目報告への対応	7
5. 著作権保護に向けた取組み	8、 9
6. 国際活動	10
7. 広報活動	11、 12
8. 新規管理分野	13
9. 公正取引委員会への対応	13

1. 徴収額

(1) 使用料徴収額

2010年度の徴収額は、総額で1065.6億円となり、徴収目標額（1036.5億円）を達成しました。

前年度の徴収実績からは28.9億円減少していますが、主な理由として、「放送等」が前年度比3.6億円の増であったものの、「オーディオディスク」が前年度から14.9億円下回ったほか、ゲームソフトやパチンコ機器等への録音利用が低調だった「ビデオグラム」が8.2億円の減となったこと、有線テレビジョン放送の2010年度分使用料の入金が2011年度へずれ込んだことなどがあげられます。

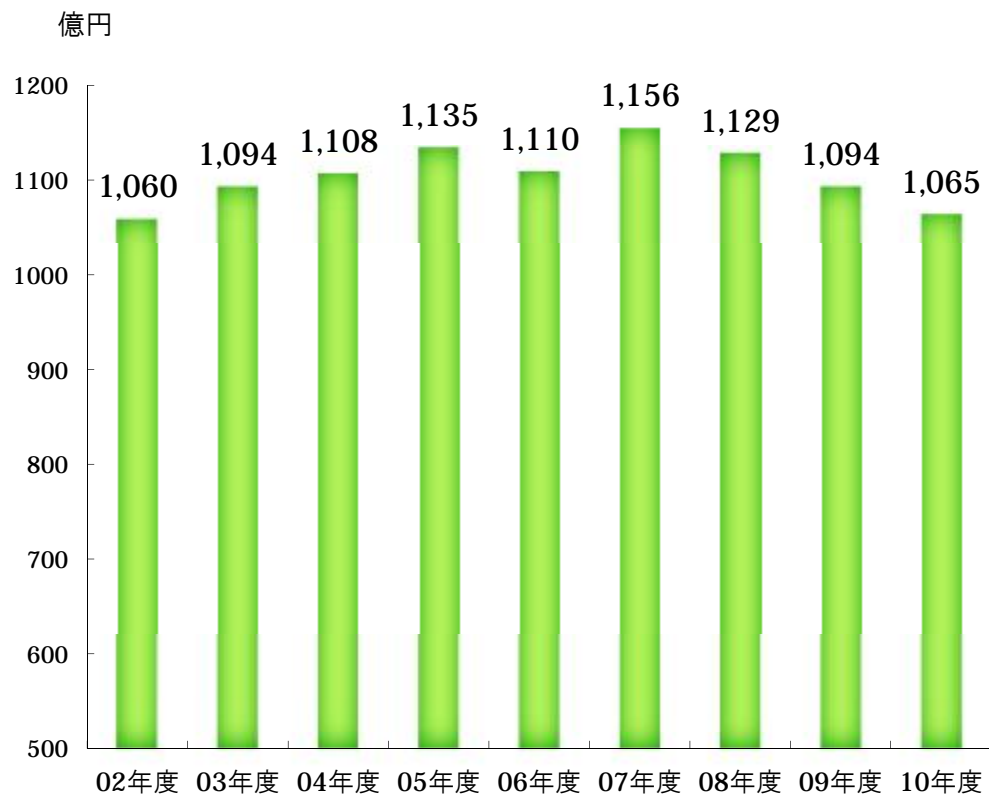
「インタラクティブ配信」のうち「動画等配信（ストリーム）」については、動画投稿（共有）サイトへの利用許諾業務を引き続き推進した結果、前年度を上回りました。一方で、好調を維持しているパソコン向け音楽配信の2010年度分使用料の入金が2011年度へ持ち越されたこと、「着メロ」「着うた」等の利用が年々減少していることなどから、結果として「インタラクティブ配信」全体では、前年度比3.0億円の減となりました。

※インタラクティブ配信の内訳について

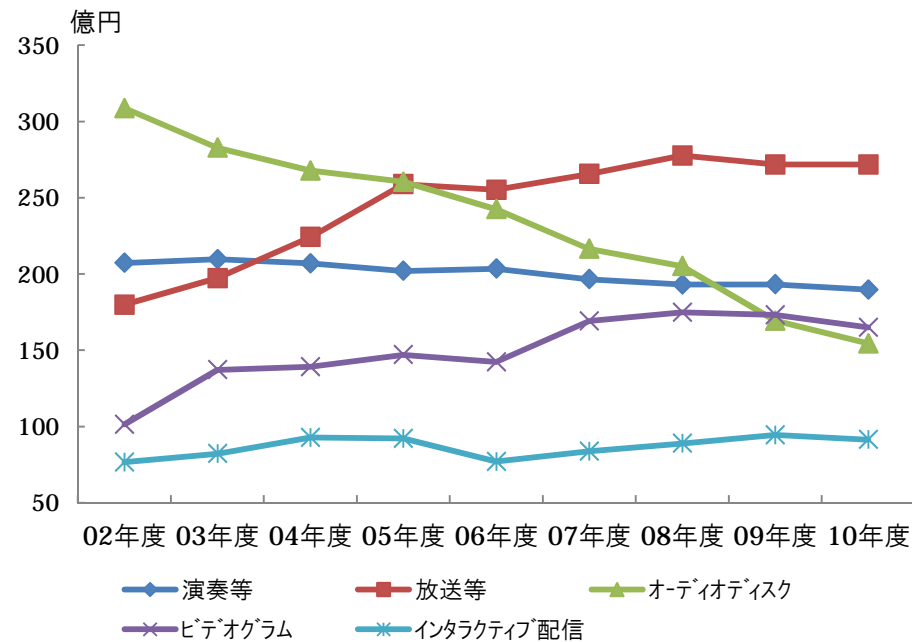
音楽配信（ダウンロード）：パソコン向け音楽配信や「着うたフル」
 動画等配信（ダウンロード）、（ストリーム）：動画投稿（共有）サイトでの配信
 音楽配信（ストリーム）：商用のストリーミング配信
 その他：楽譜や歌詞の配信、非商用の配信等

種目	徴収額(円)	前年度比(%)
演奏等	18,971,197,649	98.2
放送等	27,543,203,947	101.3
有線放送	4,154,987,851	89.1
映画上映	107,091,701	110.4
BGM	463,811,781	98.8
外国入金演奏	467,105,567	77.1
演奏・合計	51,707,398,496	98.8
オーディオディスク	15,447,132,897	91.2
オーディオテープ	425,098,079	86.1
オルゴール	15,319,858	103.6
放送用録音	2,100	250.0
コマーシャル送信用録音	1,735,127,931	127.5
映画録音	38,572,657	142.9
ビデオグラム	16,492,831,103	95.2
外国入金録音	141,116,081	106.1
録音・合計	34,295,200,706	94.5
出版等	1,292,358,683	94.8
教科用図書補償金	24,323,966	99.7
出版・合計	1,316,682,649	94.8
貸レコード	2,809,519,774	98.8
貸ビデオ	826,290,519	114.5
貸与・合計	3,635,810,293	102.1
通信カラオケ	6,062,834,414	99.7
インタラクティブ配信	9,142,596,802	96.8
※内訳 音楽配信(ダウンロード)	4,691,451,389	91.6
着メロ・着うた・着ムービー	1,965,043,456	84.5
動画等配信(ダウンロード)	484,966,712	257.3
音楽配信(ストリーム)	743,961,463	121.4
動画等配信(ストリーム)	826,096,501	107.7
その他	431,077,281	99.3
複合・合計	15,205,431,216	97.9
使用料収入合計	106,160,523,360	97.3
私的録音補償金	93,391,959	68.2
私的録画補償金	310,469,622	133.2
補償金・合計	403,861,581	109.2
総合計	106,564,384,941	97.4

(2) 徴収額の推移（総額）



(3) 徴収額の推移（種目別）



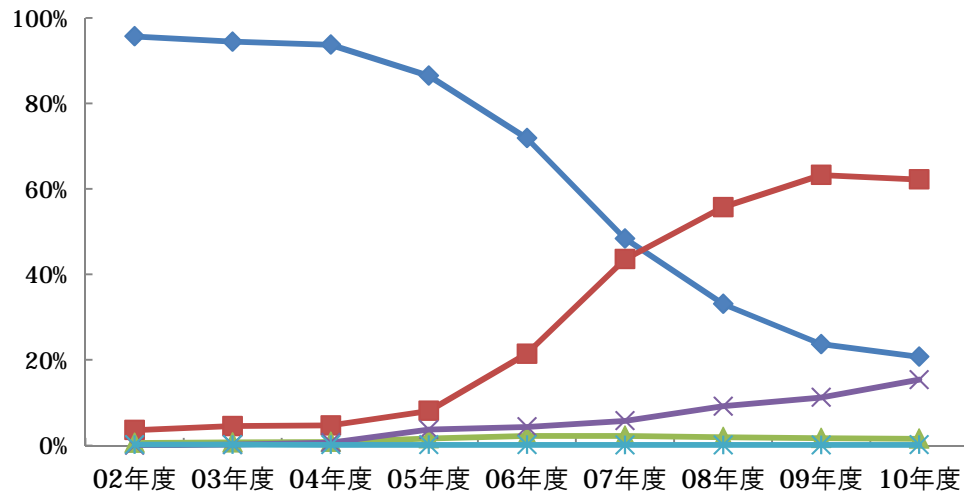
(4) 徴収額構成比の変化（2002年度と2010年度との比較）

	02年度	10年度	差
オーディオディスク	29.1%	14.5%	-14.6 ポイント
演奏等	19.5%	17.8%	-1.7 ポイント
放送等	17.0%	25.5%	8.5 ポイント
ビデオグラム	9.6%	15.5%	5.9 ポイント
インタラクティブ配信	7.2%	8.6%	1.4 ポイント
その他	17.6%	18.1%	0.5 ポイント

2. 信託契約数と管理作品数

(5) インタラクティブ配信における徴収額構成比の変化

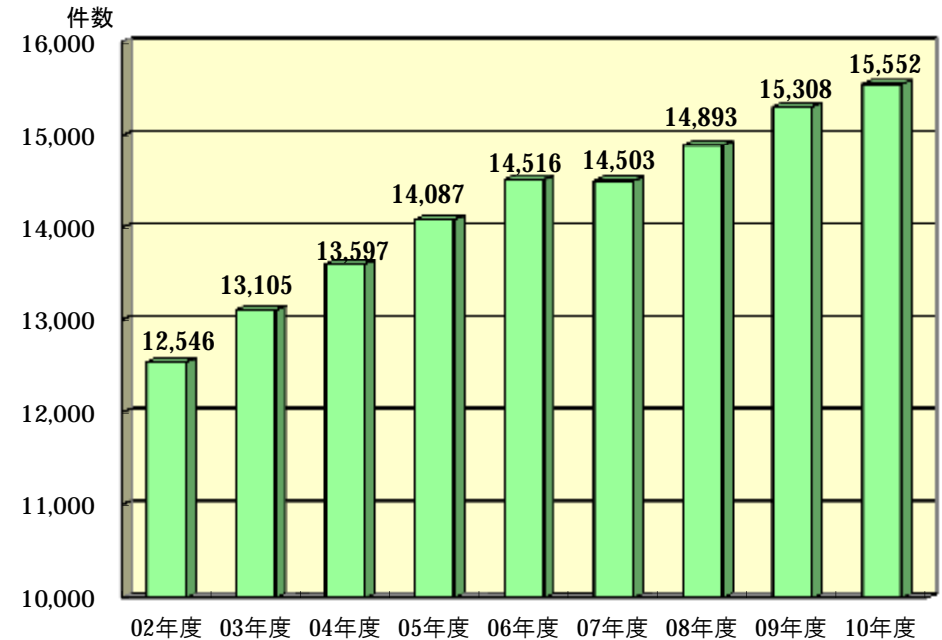
2002年度は着メロ、着うたが9割以上を占めていましたが、パソコン向け音楽配信や動画投稿（共有）サイトなど新しい利用形態の市場が拡大したことにより、インタラクティブ配信における徴収額の構成比は大きく変化しました。



- ◆ 「着メロ」「着うた」「着ムービー」
- 音楽配信（ダウンロード、ストリーム）、「着うたフル」
- ▲ 歌詞・譜：商用の歌詞・楽譜配信
- × 商用の動画投稿（共有）サイトでの配信（ダウンロード、ストリーム）
- ＊ 配信形態を問わない非商用利用

(1) 2010年度の新規契約数は532件

契約終了数が288件で、信託契約数は前年度から244件増えました。2010年度末現在の信託契約数は15,552件です。



(2) 作品データベース検索システム（J-WID）で公開している作品数は280万曲

JASRACがJ-WIDで公開している作品数は、前年度に比べ11万曲増え280万曲となりました。このうち、著作権消滅(P.D.)作品等を除いたJASRACの管理作品数は、国内作品が114万曲、外国作品が143万曲で、合わせて257万曲です。

3. ネットワーク上での音楽の適正利用に向けた活動

(1) 動画投稿（共有）サイト運営事業者との 利用許諾契約の推進

2010年7月、JASRACはUSTREAM Asia(株)と利用許諾契約を締結しました。これにより、一定の範囲内（右の「参考」を参照）で、利用者（投稿者）が個別に手続きすることなく、ライブ動画配信サイト「Ustream」に管理楽曲を配信することができるようになりました。

JASRACでは、このほかにも、2008年度中に「ニコニコ動画」「YouTube」を運営する事業者と利用許諾契約を締結するなど、動画投稿（共有）サイトにおいて管理楽曲を利用できる環境整備を推進しています。

なお、JASRACとの利用許諾契約のなかで、動画投稿（共有）サイトに投稿する映像を制作する場合に利用できる楽曲は、これまで国内作品に限られていましたが、2010年4月からは、個人が制作する場合、一部を除く外国作品も利用できるようになりました※

※法人・団体が外国作品を映像利用する場合は、個別に権利者の許諾が必要となります。

参考

JASRACと利用許諾契約を締結した動画投稿（共有）サイトで 利用者（投稿者）がJASRAC管理楽曲を利用できる範囲について

音楽に関わる権利者には、「著作権者」（作詞者・作曲家・音楽出版者等）と「著作隣接権者」（実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者）がいます。そのうち、JASRACの利用許諾契約に含まれるのは、JASRACに管理を委託している「著作権者」の権利だけです。

下の表は音楽の利用方法ごとに関係する権利者をまとめたものです。

♪は「著作権者」、@は「著作隣接権者」を示します。

音楽の利用方法	関係する権利者	
自分で演奏して投稿する場合	♪	
CD・DVD・放送番組等を投稿する場合	♪	@

*JASRACが許諾しているのは♪の部分です。

（利用曲目報告について）

動画投稿（共有）サイトを運営する事業者からお支払いいただいた使用料を、利用実績に応じて権利者に正確に分配するため、事業者は利用曲目報告書をJASRACに提出することになっています。

そのため、事業者は、投稿される利用者（投稿者）の方々に利用曲目の報告をお願いしています。

(2) プロバイダ責任制限法^{※1}に基づく送信防止措置

プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえ、著作権者やプロバイダ等の行動基準を明確化するために設けたガイドラインにもとづき、JASRACは2002年10月15日から、音楽ファイル検索エンジン「J-MUSE」で収集した違法ファイルの削除を各プロバイダに請求してきました。

この請求に基づいて2010年4月1日から2011年3月末日までに削除されたファイル数は90,792件で、累計では510,961件に及びます。

対象期間:2002年10月15日から2011年3月31日

		通知	侵害停止	継続対応中
プロバイダ数	国内	474	461	13
	国外 ^{※2}	9	9	0
対象となるウェブサイト数		8,351	7,854	497
対象となるファイル数		531,712	510,961	20,751

※1 プロバイダ責任制限法

インターネット上での権利侵害に対して、プロバイダ等がその侵害により生じる損害について、賠償責任を負わない範囲を定めた法律。

※2 外国のプロバイダに対する通知はプロバイダ責任制限法に基づくものではありません。

(3) ファイル共有ソフトを悪用した 著作権侵害対策協議会（CCIF）との連携

権利者団体とインターネットサービスプロバイダの事業者団体により共同で設立されたCCIFの運営会員として、ガイドラインにもとづき、ファイル共有ソフト「Winny」を悪用して著作権を侵害するユーザーに違法ファイルを削除するよう、警告メールを送信する活動を行いました。

(4) 大学等への著作権侵害防止の要請

教育機関内でのファイル共有ソフトの利用について、JASRACでは大学等に侵害防止の要請を続けていますが、9月1日には、権利者7団体[※]の連名により、全国の大学等817校に対し、ファイル共有ソフトの悪用による著作権侵害の防止を求める要請文を送付しました。

※権利者7団体

コンピュータソフトウェア著作権協会、日本映画製作者連盟、日本映像ソフト協会、日本国際映画著作権協会、日本レコード協会、ビジネスソフトウェアアライアンス、JASRAC

(5) 法的措置

① 刑事事件

(7) 違法音楽配信

ストリーミング配信型の違法音楽配信事業者への初めての告訴
(インターネットラジオ番組「★★★★BGM★★★★ by kei」)
など、6件の刑事告訴を行いました。

「★★★★BGM★★★★ by kei」(インターネットラジオ番組)	4月23日告訴
2010年6月1日前橋簡裁が略式命令。ラジオ番組運営者に罰金30万円。 (事案) インターネットラジオサービスを利用して開設したラジオ番組で音楽ファイルを違法にライブストリーミング配信。ストリーミング配信型の違法音楽配信で、初めて逮捕者が出た。	
ワンタッチBBS「音楽の神様の保管庫」	6月28日告訴
2010年7月21日高松地検に送致。 (事案) 少年2人が無料レンタル掲示板サービスを利用して着うた等を公開。	
「ゴリメロ歌手別投稿板」(ドコモ専用:着うた/着メロ)	8月27日、10月18日告訴
2010年11月19日、11月20日大津地裁が有罪判決。 違法アップロード者に懲役1年(執行猶予3年) 掲示板管理人2人に、懲役2年(執行猶予3年)罰金100万円 懲役1年6ヵ月(執行猶予3年)罰金50万円。 (事案) 違法アップロード者1人、掲示板の管理人2人が携帯電話向けレンタル掲示板を利用して着うた等を公開。	
レンタル掲示板「ワンタッチBBS」を利用した著作権侵害	9月21日、9月28日告訴
12月3日、5人を福岡地方検察庁に書類送致。 (事案) レンタル掲示板サービス「ワンタッチBBS」を利用した違法音楽配信。 音楽ファイルのアップロード者、兼掲示板の管理人、5人を逮捕。同サービスを利用した著作権侵害で逮捕者が出るのは2回目。	
ファイル共有ソフト「Share」を悪用した著作権侵害	9月4日告訴
2010年11月20日旭川地裁が有罪判決。違法アップロード者に懲役1年6ヵ月(執行猶予3年)。 (事案) ファイル共有ソフト「Share」を悪用してMP3ファイルをアップロード。	
ファイル共有ソフトを使用した著作権法違反の集中一斉取締り	2011年1月20日告訴
2011年1月20日告訴。2011年1月28日福井簡裁が略式命令。 違法アップロード者に罰金50万円。 (事案) 警察庁は、ファイル共有ソフト「Share」「Winny」を悪用した著作権法違反者に対する集中一斉取締りを実施し、全国で18人を逮捕。JASRACも「不正商品対策協議会」会員団体として協力し、音楽ファイルをアップロードしていた男性を告訴した。	

*詳細はそれぞれJASRACホームページのプレスリリースを参照

(イ) 海賊版の製作・販売

2010年1月1日に施行された改正著作権法で、インターネット販売等で海賊版と知りながら出品、販売することが違法行為になったことを受け、JASRAC管理楽曲を無断で収録した海賊版CD-R・DVD-Rをインターネットオークションサイトなどに出品、販売していた事案について、4件の刑事告訴を行いました。

② 民事事件

動画投稿(共有)サイト「TVブレイク」を運営するジャストオンライン(株)に対する本案訴訟について、9月8日、知的財産高等裁判所はJASRACの主張を認めた東京地方裁判所の判決を支持し、被告の控訴を棄却する判決を下しました。その後、被告は最高裁判所に上告受理の申し立てを行いました。

この事件は、JASRAC管理楽曲を含む違法な投稿動画に具体的な防止策を講じるよう求めたにもかかわらず、著作権侵害を放置していた会社に対して、管理楽曲の利用禁止と無許諾で利用した期間の損害金の支払いを求めていたものです。

4. 増加する利用曲目報告への対応

(1) インタラクティブ配信における 利用曲目の報告数等

2010年度のインタラクティブ配信における利用曲目報告件数は前年度比139.5%、7億9,230万件と大幅に増加しました。

音楽著作権の管理団体と音楽配信事業者は、利用曲目報告に関する作業負担を軽減するため、共同で一般社団法人著作権情報集中処理機構（CDC）を設立し、2010年4月から、利用曲目報告作成支援システム「Fluzo（フルゾ）」を本格的に稼働させました。JASRACでは、これに対応する各システムや業務フローの見直しを行い、連携の強化を図りました。CDCを経由して報告される利用曲目数は順調に増加していることから、更にその効果が期待されます。

【インタラクティブ配信】

J-NOTES（インタラクティブ配信の曲目報告・請求システム）への利用曲目報告の状況

	2009年度	2010年度	前年度比
受付報告データ件数	5億6,814万件	7億9,230万件	139.5%
自動照合による作品DBとの一致率	95.7%	94.8%	-0.9ポイント
手作業による照合が必要な件数※	426万件	140万件	32.8%

※手作業による照合が必要な件数は、自動照合の後、一定のルールにより取りまとめるため、受付報告データ件数に自動照合による不一致率を乗じた件数と一致しない（右表についても同様）。

(2) 放送等における利用曲目の報告数

2010年度の放送等における利用曲目報告件数は前年度比118.2%の546.2万件、有線ラジオ放送においては、前年度比6328.1%の9445.7万件となりました。

有線ラジオ放送において大幅に件数が増加したのは、大手事業者2社が全曲報告へ順調に移行しているためです。

JASRACではインタラクティブ配信や放送などで増加する利用曲目報告に的確に対応し、迅速・正確な分配を維持するため、自動照合システムの見直しを行いました。

【放送等】J-BASS（放送等の曲目報告システム）への利用曲目報告の状況

	2009年度	2010年度	前年度比
受付報告データ件数	462万2千件	546万2千件	118.2%
自動照合による作品DBとの一致率	77.3%	84.9%	7.6ポイント
手作業による照合が必要な件数	42万7千件	35万7千件	83.6%

【有線ラジオ放送】J-BASS への利用曲目報告の状況

	2009年度	2010年度	前年度比
受付報告データ件数	149万2千件	9,445万7千件	6328.1%
自動照合による作品DBとの一致率	84.9%	93.7%	8.8ポイント
手作業による照合が必要な件数	6万4千件	11万5千件	179.6%

5. 著作権保護に向けた取組み

JASRAC では、知的財産の保護と著作権制度の国際的調和の観点から、継続して「戦時加算義務の解消」「著作権保護期間の延長」「私的録音録画補償金制度の見直し」に取り組んでおり、内閣の知的財産戦略本部等への意見書の提出などを行っています。

(1) 「戦時加算義務の解消」を求めています

日本は、第二次世界大戦後のサンフランシスコ平和条約（1952年4月28日発効）の規定により、連合国民（戦勝国の国民）が戦争前または戦争中に取得した著作権について、通常の保護期間に、戦争期間中に相当する期間（最長で約10年、右表を参照）を加算して保護しなければならない「戦時加算」という義務を負っています。

これは戦争期間中、日本が連合国民の著作権を保護していなかったという理由によりますが、この事情は交戦国双方に共通するにもかかわらず、実質的に戦時加算義務を負っているのは日本だけです。

2007年6月1日、ベルギーのブリュッセルで開催されたCSAC（著作権協会国際連合）の総会において、JASRAC 都倉俊一会長（当時は理事）が、日本脚本家連盟及び日本美術著作権機構と共同で、戦時加算の問題について報告するとともに理解を求めました。この報告を受け、総会では各国の著作権団体がそれぞれの会員に対し、権利の不行使を働きかけることなどが全会一致で採択されました。このように、民間レベルでは国際的な合意形成に向けて動いています。

JASRAC は、戦時加算義務の一刻も早い解消を求めています。

* 各国の戦時加算日数

主な連合国	平和条約発効日	最長加算日数 [※]
イギリス	1952年4月28日	3794日
フランス	1952年4月28日	3794日
アメリカ	1952年4月28日	3794日
オランダ	1952年6月17日	3844日
南アフリカ	1952年9月10日	3929日
ギリシャ	1953年5月19日	4180日

※サンフランシスコ平和条約の発効日は国によって異なるため、最長加算日数に違いがあり、日本が連合国の著作権を保護するうえで非常に複雑な状態になっています。

(2) 「著作権保護期間の延長」を求めています

日本の著作権法では、著作権の保護期間を、著作者の死後50年までと定めています。しかし、アメリカやEU加盟国などでは、著作者の死後70年までの保護期間を採用しています。そのため、欧米で保護されている作品でも、著作者の死後50年を過ぎていけば、日本では自由に利用が出来ることから[※]、欧米の著作権管理団体から保護期間の延長を求められています。

コンテンツが国境を越えて楽しまれる時代に、国内外の著作者が安心して流通システムにコンテンツを提供し、また違法利用に対応するためには、様々なルール等についても諸外国との調和が重要となります。クールジャパンと言われ日本文化に世界から注目が集まるなかで、保護期間の延長を求めています。

* 主な国の保護期間

保護期間	国名
100年	メキシコ
80年	コロンビア
70年	EU加盟国(イギリス、イタリア、ドイツ、フランスなど27ヶ国)、アメリカ、オーストラリア
60年	インド
50年	日本、カナダ、韓国、中国

※日本が戦時加算義務を負っている作品は除きます。(8頁参照)

(3) 「私的録音・録画補償金制度の見直し」を求めています

私的録音補償金の支払をめぐる私的録音補償金管理協会(SARVH)と東芝との訴訟で、東京地裁は12月27日、デジタル放送専用録画機は著作権法施行令で定める補償金の支払対象機器(特定機器)に該当するが、その支払いなどに関するメーカー等の「協力義務」は法的強制力を伴わない抽象的な義務であるとして、SARVHの損害賠償請求を棄却しました。この判決に対し、SARVHは同月28日、知的財産高等裁判所に控訴しました。

JASRACなど「CULTURE FIRST」推進89団体は、引き続きSARVHの立場を支持するとともに、実態に見合った制度の見直しの必要性を訴えています。

* 他国の私的録音・録画補償金の状況

	ドイツ	フランス	オランダ	アメリカ	日本
対象となる複製	録音 録画	録音 録画	録音 録画	録音	録音 録画
対象となる複製の方式	アナログ デジタル	アナログ デジタル	アナログ デジタル	デジタル	デジタル
対象となる機器等	機器 記録媒体	記録媒体	記録媒体	機器 記録媒体	機器 記録媒体
料率	定額	定額	定額	定率	定率
支払義務者	製造 輸入業者	製造 輸入業者	製造 輸入業者	製造 輸入業者	購入者
補償金総額	194億円	255億円	26億円	1億円	27億円
人口	8,250万人	6,190万人	1,650万人	3億880万人	1億2,790万人
国民1人あたりの補償金負担額	235.4円	411.3円	157.2円	0.5円	21.1円

出典:SARVHホームページほか 換算率:1ユーロ=152.51円、1米ドル=104.46円

補償金総額、人口、換算率は2008年の数値

6. 国際活動

(1) 海外からの調査団・研修員等の来会

世界各国の著作権管理団体関係者、WPO（世界知的所有権機関）や文化庁が共催する APACE（アジア地域著作権制度普及促進事業）からの研修員など、23 カ国延べ 65 人が JASRAC に来会しました。

来会日	来会者(国)	内容	人数
研修を目的とするもの			
6月11日	比較法研究センターの研修員(カンボジア、シリア、ブラジル、ペルー、南アフリカ、メキシコ)	音楽著作権の管理実務の研修	9
6月29日	JICA(国際協力機構)の研修員(インドネシア、中国、フィリピン、ベトナム)		5
10月21日	APACEプログラムの研修員(インド、カンボジア、タイ、中国、フィリピン)		12
10月25日～29日	APACEプログラムの研修員(ネパール、ベトナム)		8
11月26日	比較法研究センター研修員(エチオピア、ケニア、南アフリカ、メキシコ)		10
2011年2月21日	韓国音楽実演者連合会職員		2
調査・情報収集を目的とするもの			
5月24日	KOMCA(韓国音楽著作権協会)国際業務委員会委員長	音楽著作権管理についての情報収集	1
7月6日	台湾大学教授	JASRACの使用料規程の調査	2
7月9日	WIPO事務局職員	APACEプログラムの状況調査	3
9月8日～9日	KOMCA事業部複製チーム職員ほか	JASRACの録音許諾業務に関する実務調査	3
2011年1月14日	映画協会アジア太平洋統括本部代表(香港) (株)日本国際映画著作権協会代表取締役(シンガポール)	インターネット上の侵害対策についての情報収集	2
3月1日	PRS for Music(イギリスの音楽著作権管理団体)国際部長	JASRACの管理状況に関する調査	1
JASRACとの意見交換を目的とするもの			
2011年1月27日	KOMCA会長・役員	音楽著作権管理についての意見交換	5
2月9日	CISAC(著作権協会国際連合)理事会議長	CISACの将来に関する意見交換	1

(2) 海外への講師の派遣

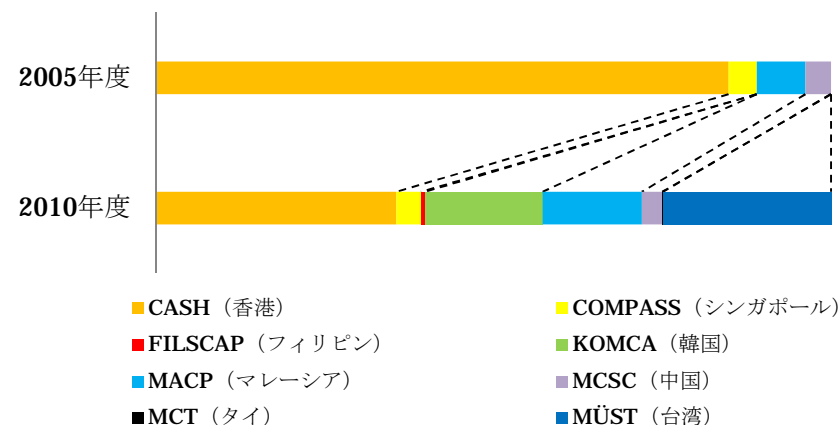
WPO（世界知的所有権機関）とモンゴル政府が共催しウランバートルで開催した「WPO 地域シンポジウム」（2010年9月）、文化庁及び韓国文化体育観光部が共催しソウルで開催した「第2回日韓著作権フォーラム」（2010年10月）に職員を講師として派遣し、著作権集中管理や新技術を利用した JASRAC の違法監視体制などについて報告するとともに、情報交換を行いました。

(3) JASRAC 管理ネットワークの拡充

SPAC（パナマ）、SOBODAYCOM（ボリビア）、AACMH（ホンジュラス）、JACAP（ジャマイカ）と演奏権の相互管理契約を結び、JASRAC と契約を締結している著作権管理団体数は 116 団体（87 カ国 4 地域）となりました。

(4) アジア地域の管理団体からの入金について

アジア地域からの外国入金は年々増加し、特に KOMCA（韓国）、MÜST（台湾）、MACP（マレーシア）など、CASH（香港）以外の入金が増加しています。



7. 広報活動

(1) 講師の派遣

大学、都道府県教育機関等からの要請に応じて役職員を講師として派遣し、合計 38 回、約 4,000 人が受講しました。

日付	依頼者	内容
一般		
8月 7日	富山県生涯学習カレッジ	「学んで、活かそう! 著作権」
11月20日	浜松市アクティビティ音楽院	主催者養成セミナー
7月～11月	MPA音楽著作権管理者養成講座(計12回)	JASRACの著作権管理業務の概要
学生・生徒		
4月16日	関西大学 社会学部	JASRAC寄附講座「メディアとライブの著作権」
6月 8日	北海道大学大学院 法学研究科	「音楽著作権ビジネス」など
6月 9日	洗足学園音楽大学	「これだけは知っておきたい音楽著作権の基礎知識」
6月21日	日本大学 芸術学部	「著作権と知的財産権」
6月29日	大阪音楽大学 短期大学部	「音楽著作権の基礎知識」
7月 7日	富山県立南砺福光高等学校	著作権全般およびネット社会での著作権侵害事例について
8月 9日	愛媛大学 文学部	JASRAC寄附科目「現代社会と著作権」
10月28日	産業能率大学	「エンターテインメントビジネス講座」
11月 9日	大阪音楽大学 短期大学部	「音楽著作権の基礎知識」
11月24日	洗足学園音楽大学	「コンサートを企画する上で必要な『音楽著作権』の知識」
12月 3日	早稲田大学 創造理工学部	国際コンテンツビジネスと著作権
12月10日	茨城県つくば市立豊里中学校	「著作権について知ろう」
12月21日	全国コンサートツアー事業者協会	ライブ・エンタテインメント論
2011年 1月13日	京都産業大学 法学部	産業社会と知的財産
教職員		
5月31日	東京電機大学	「ネット倫理教育フォーラム」
6月25日	茨城県高等学校 教育研究会音楽部	「学校教育活動上の音楽著作権の取り扱いについて」
11月19日	著作権利用等に係る教育NPO	学校教育と音楽著作権
警察官		
7月22日	警察大学校	「音楽著作権の概要と事件事例」
自治体職員		
10月 7日	静岡市生涯学習推進課	「音楽著作権の基礎から学ぶ実践研修」
10月13日	静岡市文化振興財団	「音楽著作権の基礎知識及び各種申請手続きについて」
弁理士		
11月10日	日本弁理士会 関東支部	著作権関連団体による著作権の保護と利用
団体会員		
11月27日	日本国際著作権法学会(ALAI JAPAN)	ALAI JAPAN 国際研究大会
資格取得希望者		
2011年 3月 6日	財団法人音楽文化創造	生涯学習音楽指導員養成講習会
2011年 3月13日		

(2) 来会者への研修・講義など

来会した東京弁護士会の司法修習生 6 人と川崎市の市立小学校の教頭 21 人に対して研修を行ったほか、修学旅行生（中学校 17 校・92 人、高等学校 7 校・74 人）と、大学のゼミ生等（9 件・103 人）を受け入れて、JASRAC の著作権管理業務の内容などについて説明しました。

(3) 各種メディアを活用した広報

著作権保護、JASRAC の役割などを周知するための広報活動として、都倉俊一会長が、新聞広告や NHK 「視点・論点」 の出演（12 月 1 日）などを通じて、創作への思いや著作権の重要性を訴えたほか、動画投稿（共有）サイト「ニコニコ動画」の「ニコニコ生放送」の番組に菅原瑞夫理事長が出演（4 月 25 日、2011 年 3 月 5 日）し、ネットユーザーが JASRAC に抱いている疑問等について答えました。

このほか、ラジオやインターネット放送の各番組に役職員が出演して JASRAC の業務や著作権について説明しました。

(4) 著作権の啓発を目的とする広報

著作権や関連ビジネスに精通した人材の育成に寄与する目的で開設している以下の大学院や大学への寄附講座等を継続して実施しました。

1	東京大学大学院「著作権法等奨学研究会(JASRAC)」
2	早稲田大学法科大学院 寄附講座「著作権法特殊講義」
3	関西大学社会学部 寄附講座
4	放送大学教養学部 寄附科目「著作権法概論」
5	愛媛大学法文学部 政治学特講「現代社会と著作権」

また、11月18日には、「JASRAC シンポジウム 2010『独自進化は問題か？新たなデジタル市場の開拓に向けた日本型の取り組み』」を有楽町朝日ホールで開催しました。この模様は「ニコニコ生放送」、Ustream「UstToday」で生中継され、1万人以上が視聴しました。

(5) 音楽文化の振興を目的とする広報

JASRAC では音楽著作権の管理業務を行うこととあわせて、音楽文化の振興のための事業を行っています。2010年度は全10事業に対し、36,000人を超える応募があり、抽選により約5,000人を無料招待しました。

なお、2011年度から、JASRAC が主催するコンサート等のイベントについては、「音楽文化振興事業」と称することにしました。

日付	名称	実施場所
音楽の素晴らしさを紹介するための事業		
2011年 1月14日	少年少女のための音楽鑑賞会 「音楽職人が創るステージ」宮崎公演 ～あの音、あの曲、その素顔～	川南町文化ホール
同15日		清武町文化会館
同16日		都城市総合文化ホール
7月5日	トーク&コンサート「昭和の歌人たち」※1	宮川泰
8月24日		佐伯孝夫
10月1日		三木たかし
2011年 2月9日		石本美由起
内外の音楽文化を紹介するための事業		
7月15日	JASRAC講座 「ミュージック・ジャンクション」※2 ～ワールドミュージック～	インド古典音楽
10月14日		フラメンコのギターと歌
2011年 2月17日		アルゼンチン・タンゴ

※1 NHK・BS2 および BS ハイビジョンで放送されました。

※2 JASRAC のホームページでストリーミング配信しています。

8. 新規管理分野

フィットネスクラブの管理開始

フィットネスクラブでの音楽利用について、2010年12月に文化庁長官に使用料規定の届け出を行い、2011年4月から管理を開始しました。

これは、エアロビクスなどの運動プログラムを行うときにあわせて行われる音楽利用（CDの再生やDVDの再生など）についてのもので、これまで、全国の総合フィットネスクラブのうち6割以上の施設が加盟する社団法人日本フィットネスクラブ産業協会と協議を重ねていました。

使用料は、スタジオやプールなど音楽が利用される場所の総面積と施設利用者の月会費に応じて決まります。

9. 公正取引委員会への対応

2009年2月に公正取引委員会から出された排除措置命令の取消しを求めるJASRACからの審判請求により、同年7月に開始された審判手続については、7回の審判（通算12回）と1回の準備手続が開かれました。

このうち2010年9月から11月にかけて3回にわたり行われた参考人審尋では、出廷した放送関係者や音楽出版社代表者から、JASRACに支払う包括使用料の他に追加負担が生じるからといって放送事業者が新規参入事業者の管理作品の利用を控えるなどということは有り得ないこと、新規参入事業者に管理を委託した音楽出版社が管理委託契約を解約したのは新規参入事業者の管理体制の不備に原因があることなどの、JASRACの主張を裏付ける証言が相次ぎました。

これまでの審判で、双方の主張・立証がほぼ出そろったことから、2011年2月の審判で審査官側の最終意見が示され、これに対するJASRACの最終意見は、6月1日の審判で提出する予定です。